

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2 再生支援実施要領Q&A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
Q 1 7. 主要債権者又は対象債権者となる『取引金融機関等の債権者』とはどのような債権者ですか。 A. 『取引金融機関等の債権者』とは、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証協会（代位弁済を実行し、求償権が発生している場合。保証会社を含む。）、サービサー等（銀行等からの債権の譲渡を受けているサービサー等）及び貸金業者を意味します（中小版G L「3. 本ガイドラインの対象企業・対象金融機関等」参照）。<u>これらの債権者については、協議会スキームを利用する場合は、原則として、金融債権を有する債権者は全て対象債権者にする必要があります。ただし、例えば、債務者に対して有する債権額が少額であり、その債権者を除いたとしても債権者間の衡平を害さない場合に、他の対象債権者の同意により、その債権者を対象債権者に含まないことも考えられます（「中小版G L」Q&A【Q 1 9】）。</u>なお、協議会スキームでは、代位弁済の実行前であっても信用保証協会を対象債権者に含めることが一般的です。 商取引債権者は、原則として対象債権者に含まれませんが、多額の債権を有し、債務者との間で密接な関係（資本関係や取引関係など）がある場合など、その債権者の協力を得なければ再生が難しい場合には、その債権者を主要債権者又は対象債権者とすることはあり得ると考えます（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q8】【Q17】参照）。 なお、商取引債権者を対象債権者に含める際には、とりわけ当該対象債権者が大企業でない場合においては、その商取引債権者と債務者との取引関係やその商取引債権者と対象債権者との金融取引関係等の事情により、対象債権者とされることを事実上強制されることがないよう配慮する必要があります。	Q 1 7. 主要債権者又は対象債権者となる『取引金融機関等の債権者』とはどのような債権者ですか。 A. <u>原則として、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証協会（代位弁済を実行し、求償権が発生している場合。保証会社を含む。）、サービサー等（銀行等からの債権の譲渡を受けているサービサー等）及び貸金業者を意味します（中小版G L「3. 本ガイドラインの対象企業・対象金融機関等」参照）が、協議会スキームでは、代位弁済の実行前であっても信用保証協会を対象債権者に含めることが一般的です。なお、貸金業者については、再生計画の策定にあたり必要があると判断した場合に限り対象債権者に含めることが一般的です。</u> 商取引債権者は、原則として対象債権者に含まれませんが、多額の債権を有し、債務者との間で密接な関係（資本関係や取引関係など）がある場合など、その債権者の協力を得なければ再生が難しい場合には、その債権者を主要債権者又は対象債権者とすることはあり得ると考えます（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q8】【Q17】参照）。 なお、商取引債権者を対象債権者に含める際には、とりわけ当該対象債権者が大企業でない場合においては、その商取引債権者と債務者との取引関係やその商取引債権者と対象債権者との金融取引関係等の事情により、対象債権者とされることを事実上強制されることがないよう配慮する必要があります。

<u>Q 2 1－2. 協議会スキームにおいて『債権届出』の要請はなされないのですか。</u> <u>A. 中小企業版私的整理手続の再生型私的整理手続においては、『一時停止』の際に、第三者支援専門家の判断で、対象債権者が中小企業者に対して有する債権の状況（債権残高、金利、物的担保・人的担保（保証）による保全の有無等）を第三者支援専門家に対して届け出るよう要請できるものとされています（「中小版G L」Q & A【Q 4 6】）。</u> <u>協議会スキームにおいても、個別の事案の状況により、『返済猶予の要請』や対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差し控えの要請（Q 2 1 参照）とあわせて、統括責任者に対する債権届出の要請が行われることがあります。</u>	<u>（新設）</u>
<u>Q 3 0－2. 『公租公課の滞納解消に向けた内容を含む』債務弁済計画とはどのようなものですか（本要領2.（5）①）。</u> <u>A. 法的整理手続と同様に、協議会スキームにおいて公租公課は対象債権者の債権に優先して取り扱われます。そのため、公租公課の滞納がある相談企業の再生計画案を策定するにあたっては、関係する各官公署と協議の上、公租公課の優先性を考慮した納付計画を策定し、当該納付計画を前提にした債務弁済計画を策定する必要があります。</u>	<u>（新設）</u>